ふれあいいきいきサロン活動費交付要綱

（目的及び交付）

第１条　山形市社会福祉協議会（以下「市社協」）会長は、地域住民による地域福祉活動を推

進するため、ふれあいいきいきサロン活動を実施する地区社会福祉協議会（以下「地区社

協」）に対して、予算の範囲内で活動費を交付することができる。

（定　義）

第２条　この要綱において「ふれあいいきいきサロン」とは、地域住民が主体となって、公民館やコミュニティセンターや集会所又は個人の自宅等を使用し、定期的に集い、交流する場として開催するものであり、「山形市社協がすすめるサロン実施指標」にもとづき、地区社協が認めるものをいう。

（交付対象）

第３条　活動費の交付の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当する事業とする。

（１）参加者は、地域の高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の親、一般住民等概ね１０名以上であること。

（２）運営は、町内会等が主体となり地域住民が開催するもの。

（３）広く住民の参加を集うために広報をしていること。

（４）開催回数は、年６回以上であること。

（５）共同募金配分及び福祉の地域づくり推進事業費補助金等の助成を受けていないこと。

（交付額）

第４条　交付額は、下記のとおりとする。

（１）年６回から１１回まで開催　年額　１０，０００円

（２）年１２回以上開催　　　　　年額　１５，０００円

（交付申請）

第５条　交付を受けようとする地区社協は、各ふれあいいきいきサロン代表者より地区社協に提出された、ふれあいいきいきサロン活動費交付申請書（別記様式第１号）を取りまとめのうえ、ふれあいいきいきサロン活動費交付申請一覧表（別記様式第２号）に添付して、市社協会長に提出しなければならない。

（活動完了報告）

第６条　地区社協は、活動完了の年度ごとに各ふれあいいきいきサロン代表者より提出された、ふれあいいきいきサロン活動費交付報告書(別記様式第３号）を、取りまとめのうえで、ふれあいいきいきサロン活動費交付報告一覧表（別記様式第４号）を添えて、市社協会長に提出しなければならない。

２　地区社協は、活動を完了したふれあいいきいきサロンの開催回数が交付額の対象回数に達しない場合、その差額を市社協が別に定める日まで返還しなければならない。

（その他）

第７条　この要綱に、定めるもののほか、活動費の交付に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

この要綱は、平成１７年１２月１日から施行する。 附　　則　（平成２２年２月改正）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　　則　（平成２６年２月改正）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則　（平成２９年２月改正）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　　則　（令和　４年３月改正）

この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

附　　則　（令和　６年３月改正）

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

附　　則　（令和　７年４月改正）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。